

運輸安全マネジメントに関する取り組み

四国交通株式会社
2019年10月1日

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ① 社長（経営者）は会社の目標である”安全、安心、快適”な輸送の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全に主導的な役割を果たします。
- ② 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- ③ 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、全社一丸となって輸送の安全性の向上に努め、輸送の安全に関する情報は積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2018年度の実績及び2019年度の目標

	重大事故		有責事故		車内事故		備 考
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
2018年度	0件	0件	前年度より半減	12件	0件	0件	
2019年度	0件		前年度より半減		0件		

※重大事故とは、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する事項をいう

3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

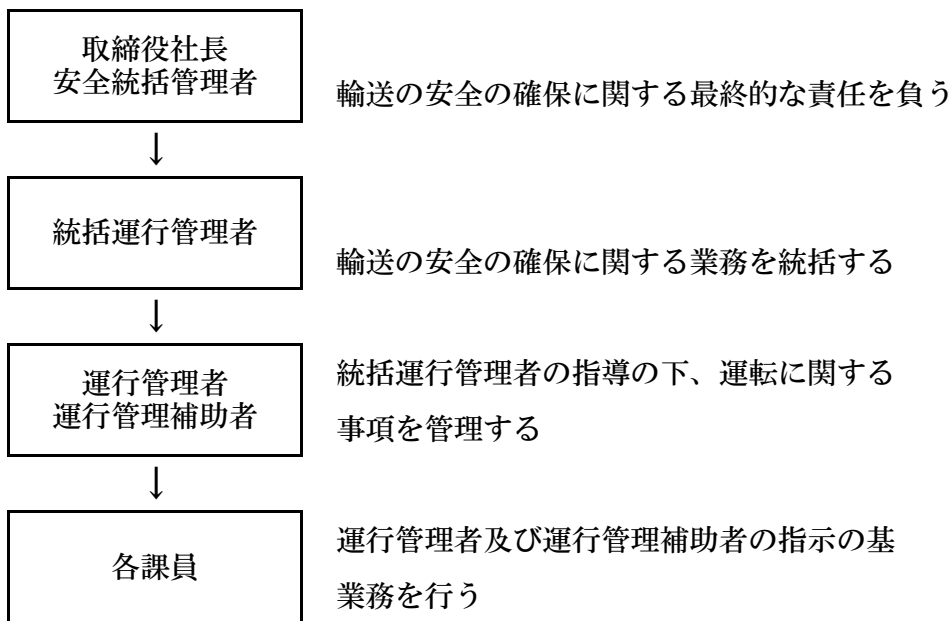
2018年度実績

有責重大事故0件 無責重大事故0件 車両故障0件

車内人身有責事故	件
車内人身無責事故	件
車両接触有責事故	12件
車外人身有責事故	件
車外人身無責事故	件
車両接触無責事故	件
車 両 故 障	件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

※社長をトップとする安全管理組織を構築し、責務を明確にしています。



(注) 安全統括管理者が、病気等で不在の場合は営業部上長がその業務を代行する

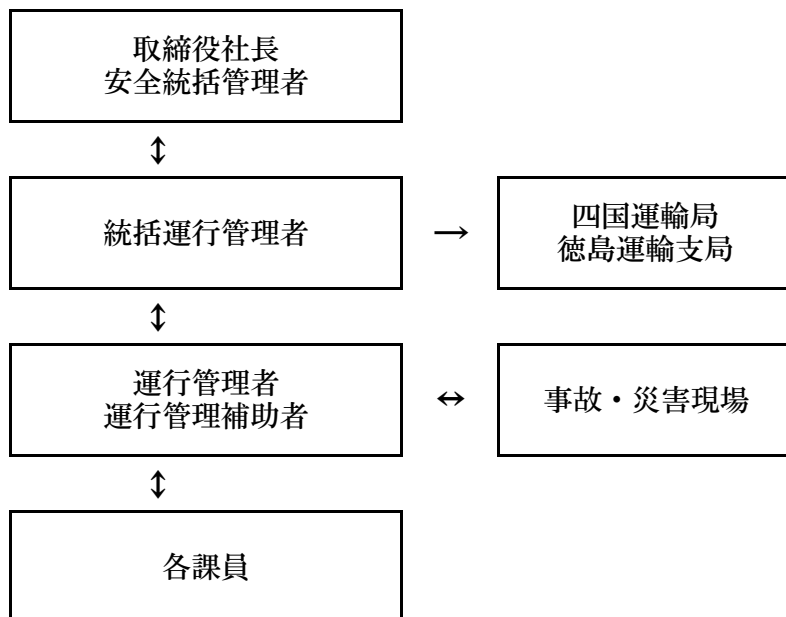
5. 輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有致します。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- ⑥ バック時はバックカメラを十分確認し、特に山間路線では目視確認を徹底する。

6. 輸送の安全に関する計画及び、教育・研修の計画

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① 毎月の事故防止目標を掲げる | 毎月末に更新 |
| ② 営業部会議の開催 | 毎月1回開催 |
| ③ 自動車事故対策機構での乗務員適正診断の実施 | 2月頃実施 |
| ④ 運行管理者を対象とした研修の実施 | 年1回以上 |
| ⑤ 事故惹起者に対する指導 | その都度実施 |
| ⑥ 新任運転者の教育 | その都度実施 |

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制



8. 輸送の安全に関する費用及び投資

項目	備考
車両関係	新造車両、中古車両の購入 車両器具類 ASV装置の導入 車両整備 等
教育関係	適性診断 適齢診断 運行管理者講習 等
設備関係	ドライブレコーダーの拡充
表彰制度	無事故表彰 等

9. 安全管理規定及び安全統括管理者

- ① 安全管理規定 別紙「安全管理規定」のとおり
- ② 安全統括管理者 取締役社長

10. 輸送の安全に関する内部監査の結果及び措置内容

毎年2月に選任チームを結成し、内部監査を実施します。

輸送の安全に関する定例の内部監査を2020年3月19日に実施しました。

- ①監査目的 点呼や車両点検をはじめとした、報告書への適正な記録ができているか。
また、記録を元に指導に活用できているかを目的とした。
- ②被監査部門 経営トップ並びに安全統括管理者及び本社部門
- ③監査範囲 点検報告書の適正な記録と、経営トップ並びに安全統括管理者の安全に対する考え方や、事故防止意識の確認
- ④計画 監査実施日程の指定
監査項目の作成（内部監査規定）
- ⑤準備 安全統括管理者 ⇒ 内部監査要員の選定
監査チーム ⇒ 被監査部門への通知
- ⑥実施
 1. オープニングインタビュー
 2. 文書、記録類の確認
 3. クロージングミーティング
- ⑦報告 監査報告書の作成と被監査部門への報告、管理部門への報告